

令和 2年 秋の全国交通安全運動青森県実施要綱

目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

期間

- 1 9月21日（月）から9月30日（水）まで（10日間）
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日（水）

運動重点

- 1 子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
- 2 高齢運転者等の安全運転の励行
- 3 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止

運動の進め方

運動を効果的に推進するため、関係機関・団体は、相互に連絡協調を図り、それぞれの業務分野に応じた、効果的な実践活動の推進を図る。

市町村は、交通安全対策協議会等の構成機関・団体と十分協議して、地域の交通実態に応じた、住民参加型の交通安全運動を積極的に推進する。

なお、本運動の実施に当たっては、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う住民の交通行動の変化等を注視しつつ、住民の命と健康を守ることを第一に、地域の実情に応じた運動を展開し、交通安全意識の高揚に努めるものとする。

The illustrations are divided into several panels:

- Top Left:** "反射材確認！お先にどうぞ！" (Check reflective materials! Please go ahead!) featuring a bus, a cyclist, and a pedestrian.
- Bottom Left:** "9月30日㈬は「交通事故死ゼロを目指す日」です" (September 30th is 'A Day Aimed at Zero Traffic Accident Deaths') and "秋の全国交通安全運動" (Autumn National Traffic Safety Movement).
- Bottom Center:** Logos for "子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保" (Ensuring the safety of pedestrians, especially children, and bicycle use), "高齢運転者等の安全運転の励行" (Promoting safe driving for elderly drivers, etc.), and "夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止" (Preventing accidents at dusk and night, and dangerous driving like drunk driving).
- Top Right:** "歩行者の交通安全" (Pedestrian traffic safety) and "自転車にも交通ルールがあります" (Bicycles also have traffic rules). It includes a list of five rules:
 - 自転車は、車道が原則、歩道は例外
 - 車道は左側を通行
 - 横断歩道でも歩行者専用で、車道寄りを徐行
 - 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
 - 安全ペースを守る
- Middle Right:** "みんなで確認！大人も子供も確認しよう。" (Everyone checks! Adults and children check too.) and "9月30日㈬は「交通事故死ゼロを目指す日」です" (September 30th is 'A Day Aimed at Zero Traffic Accident Deaths').
- Bottom Right:** "夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止" (Preventing accidents at dusk and night, and dangerous driving like drunk driving) and "秋の全国交通安全運動" (Autumn National Traffic Safety Movement).

運動重点に関する主な推進事項

以下のとおり各重点に掲げる項目を中心に、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施する。

1 子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保

(1) 歩行者の交通ルール遵守の徹底

- ア 横断歩道の通行、横断禁止場所の横断禁止、信号遵守等の歩行者自身の安全を守るために交通ルール遵守の呼び掛けの強化
- イ 歩行中児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）、高齢歩行者の死亡事故の特徴（走行車両の直前直後横断等の法令違反が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の実施
- ウ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育の推進

(2) 歩行者の安全の確保

- ア 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進
- イ 通学路、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- ウ 歩行者保護意識の徹底を図るための運転者に対する交通安全教育や広報啓発の推進
- エ 高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践するための参加・体験・実践型の交通安全教育の推進

(3) 自転車の交通ルール・マナーの周知徹底

- ア 「自転車安全利用五則」を活用した自転車の通行ルール、前照灯の点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認等の交通ルール・マナーの周知徹底
- イ 二人乗り、並進、飲酒運転の禁止の徹底と、傘差し、スマートフォン等使用、イヤホン使用等の危険性の周知徹底
- ウ 自転車通行空間が整備された箇所における通行ルールの周知徹底

(4) 自転車の安全利用の促進等

- ア 幼児・児童の乗車用ヘルメット着用の徹底と、中学・高校生、高齢者を始めとする全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の推奨
- イ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用と、幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進
- ウ 自転車の安全を確保するための定期的な点検整備の促進
- エ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入の促進

2 高齢運転者等の安全運転の励行

(1) 運転者の交通ルール遵守の徹底等

- ア 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け
- イ 横断歩道手前での減速義務と横断歩道における歩行者優先義務等の遵守による歩行者の保護の徹底

ウ 運転中のスマートフォン等の使用等の危険性の周知と「道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号）」による罰則強化についての広報啓発

(2) 高齢運転者の交通事故防止

ア 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰え）が運転に及ぼす影響などの安全教育及び広報啓発

イ 衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置の搭載された安全運転サポート車の普及啓発

ウ 身体機能の低下等により安全な運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知及び利用促進と、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進

(3) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

ア 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務の周知徹底と正しい着用の必要性・効果に関する理解の促進

イ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付け方法及びハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法の周知徹底

ウ 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化

3 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止

(1) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

ア 夕暮れ時と夜間における死亡事故の特徴（日没前後1時間の死亡事故が多いなど）を踏まえた交通安全教育等の実施

イ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進（再掲）

ウ 夕暮れ時における自動車・自転車前照灯の早めの点灯の励行

エ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用の励行

オ 自動車運送事業者による、従業員に対する夕暮れ時と夜間の運転時の注意喚起

(2) 飲酒運転等の防止

ア 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じた、飲酒運転等を絶対に許さない環境づくりの促進

イ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進

ウ 自動車運送事業者による点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組の実施

(3) 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の防止

ア 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の悪質性・危険性の周知と「道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）」による罰則の創設等についての広報啓発

イ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進